# 第 59 回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事録

平成 28 年 7 月 22 日 (金) 大阪市環境局 第 1 · 2 会議室

# 開会 午前10時00分

#### ○山下総務部企画課長代理

恐れ入ります。定刻となりましたので、ただいまから第 59 回大阪市廃棄物減量等推進審議 会を開催させていただきます。

委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。私は司 会進行をさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の山下でございます。どうぞよろし くお願いいたします。

なお、大阪市では現在、夏季の適正冷房・軽装勤務の取組としまして、ノーネクタイ・ノー 上着といった軽装勤務を行っておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、傍聴者の皆様にお願いいたします。お配りしています傍聴要領に従って傍聴いただきますよう、お願いいたします。また私語・雑談は議事進行の妨げになるので謹んでいただき、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。指示に従われない場合は、退室していただく場合がございますので、円滑な審議会の運営にご協力をお願いいたします。会議内容等につきましては、後日、大阪市のホームページに掲載されます。

なお、本日は取材等を行う報道機関はございません。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。上から順に、次第、大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則、大阪市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領、第59回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料、大阪市一般廃棄物処理基本計画概要版でございます。資料は整っておりますでしょうか。

本日の出席状況につきましては、委員数 14 名のところ、現在 11 名のご出席をいただいており、お手元の資料、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則第 5 条第 2 項に規定しております、半数以上のご出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の審議会は昨年、委員改選を行って以来、初めての開催となりますので、 ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

(審議会委員出席者紹介)

# ○山下総務部企画課長代理

なお、大阪市地域振興会副会長、武智委員、関西学院大学経済学部教授、東田委員、弁護士 の増田委員におかれましては、本日は欠席されております。

引き続き、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

#### ○山下総務部企画課長代理

本市におきましては、ごみの焼却処理事業を八尾市・松原市とともに設立した一部事務組合において実施しておりますことから、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合からも本審議会に出席いただいております。

(大阪市・八尾市・松原市環境施設組合出席者紹介)

#### ○山下総務部企画課長代理

ここで、大阪市を代表いたしまして、北辻環境局長からご挨拶申し上げます。

# ○北辻環境局長

北辻でございます。廃棄物減量等推進審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日大変お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、平素から本市の環境行政に多大な御協力・御支援をいただいていまして、まことにありがとうございます。

本市におきましては、持続可能な循環型社会の形成を目指しまして、これまでのごみの適正 処理という観点に加えて、廃棄物の発生抑制、再使用や再生利用の取り組みを積極的に推進しておりますが、そうした中、審議会の委員の皆様にも御審議をいただきまして、賜りました貴重な御意見を踏まえて、この3月に一般廃棄物の基本計画を改定させていただきました。その計画では、前の計画で将来目標としておりました、平成37年度のごみ処理を90万トンにするという減量目標を84万トンに見直すなど、ごみ減量の流れを継続・発展させますとともに、高齢化の社会進展など、社会構造の変化、大規模災害等対応を含め、安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めるということにしております。

本日の審議会では、本計画の概要とその後の取り組み状況を、改めて御説明させていただきますとともに、本計画で定めております、さらなるごみ減量を目指す施策といたしまして、特

に重点項目で考えております、生ごみの減量と古紙・衣類のリサイクル等につきまして、御審議をいただきたいと考えております。委員の皆様方には、貴重な御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが開会に当たっての御挨拶をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

# ○山下総務部企画課長代理

それでは、議事に移らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、本日の審議会は委員改選後、初めての審議会となりますので、 会長・副会長の選出をいただきたいと思います。会長、副会長の選出方法につきましては、審 議会規則第2条におきまして、審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを定め るとされております。

先ず、会長をご選出いただきたいと思います。委員の皆様いかがさせていただきましょうか。 ○中野委員

これまでも会長として審議会をまとめてこられた、貫上委員に会長をお願いするのがいいのではないかと思います。

# ○山下総務部企画課長代理

貫上委員を御推薦の声がありますが、貫上委員いかがでしょうか。

# ○貫上会長

わかりました。

#### ○山下総務部企画課長代理

ありがとうございます。

それでは、貫上委員に会長をお願いいたしたいと思います。

貫上会長、前の会長席へお移りいただき一言お願いいたします。

#### ○貫上会長

皆さんありがとうございます。また、引き続きまして会長職を仰せつかりました。

この会、減量等推進審議会ということですが、ごみ減量に関係する皆様方、関係者の方々に お集まりいただきまして、率直な御意見を賜りまして、今後の大阪市さんのほうで進めていた だくごみ行政にとって、有意義な方向に持っていくというための会議だと思っておりますので、 今後、本当に皆様方のほうから忌憚のない御意見をいただいて、よりよいこのごみ行政のほう につながるようお願いしたいと思います。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

# ○山下総務部企画課長代理

ありがとうございました。

続きまして、副会長の選任に移りたいと思います。貫上会長、如何いたしましょうか。

# ○貫上会長

副会長につきましても、前期まで副会長をお務めいただきました花嶋先生にお願いしたいと 思いますが、先生、よろしいでしょうか。

# ○花嶋副会長

はい、わかりました。

### ○山下総務部企画課長代理

ありがとうございます。

それでは、花嶋副会長、前の席へお移りいただき一言お願いいたします。

### ○花嶋副会長

花嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪市の審議会は、ちゃんとこういうリユース容器に入った飲み物が出るのですばらしいな と思っていたところです。よろしくお願いします。

# ○山下総務部企画課長代理

ありがとうございました。

それでは、以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。貫上会長よろしくお願いいたします。

### ○貫上会長

ありがとうございます。

それでは、本日御用意いただきました議題を、順次審議して皆様方の御意見をいただきたい と思います。よろしくお願いいたします。

お手元のほうに、次第というもので一枚目でございますけども、本日事務局のほうから御用 意いただきました議題は、3つということになっています。その他は、もし別途皆様方から御 意見がありましたらということで4つになっていますが、順次いきたいと思います。まず最初 は、1つ目にございますように、大阪市の一般廃棄物処理基本計画の策定についてということ で、御報告のほうをよろしくお願いいたします。

### ○川島企画課長

改めまして、企画課長の川島でございます。私も本年4月の異動で企画課長を拝命いたしま

した。よろしくお願いいたします。

1つ目、大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定についてということで、私のほうから説明させていただきます。着席のまま失礼させていただきます。

大阪市一般廃棄物処理基本計画につきましては、第56回から第58回の本審議会におきまして、委員の皆様方に御議論いただきまして、また貴重な御意見を賜り、今年3月に策定することができました。ありがとうございました。新たに策定いたしました基本計画につきまして、御説明申し上げます。

本日お配りしております資料の基本計画概要版の冊子をごらんください。この冊子でございます。

表紙をめくっていただきまして、まず最初に計画策定の考え方、趣旨について触れてございます。本市では、これまでも持続可能な循環型都市の構築をめざしまして、家庭ごみ、事業系ごみ、さまざまな減量のための取り組みをしてまいりました。その結果、ごみ処理量が94万トンということで、前計画の100万トン以下を目指すといった減量目標を1年前倒しで達成いたしました。今後も2R、これを優先して取り組み、その上で適正な処理を実施することによって、減量目標につきましては84万トンという形で、さらに減量を進める目標を設定いたしました。あわせまして、大規模災害時の対応も含めて、安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めるということで、これは大阪市の使命でございますので、そういうことをやっていくために処理基本計画を策定するという趣旨でございます。

続きまして、ごみ処理の減量といたしましては、また後ほど、平成 27 年度のごみ処理量の報告で改めて御説明申し上げますが、近年ごみ処理量が減ってきているという状況を、グラフによって説明しております。

2ページに移っていただきまして、ごみ処理にかかる経費につきましてもこの間、ごみ減量 が進んだ結果、大きく縮減をしているということを記載しております。

このようにごみ量の大幅な減量が進み、経費も減少・削減してきておりますが、一方で課題も残っておりまして、家庭系ごみにつきましては、生ごみの4割が手つかず、あるいは食べ残しの食品ロスであり、48,000トンもの量が廃棄されていること、それから、古紙、容器包装プラスチック収集についても、まだまだ分別収集、分別排出を促進する必要がございますこと、一方で、事業系ごみの課題につきましても、資源化可能な紙類がまだ含まれているとともに、産業廃棄物も含まれておりますので、ここをより徹底して適正区分・適正処理を進めていく必要がございます。

さらに、生ごみについても中小規模、大規模事業者のいずれも多くの量が排出されておりますので、事業系についても生ごみの減量が重要となっております。こういったごみ処理の現状・課題を踏まえまして、基本計画の具体の部分に移っていくわけでございますが、3ページをお開きいただきまして、ここでは本計画の基本理念を説明しております。

これまでもやってきたところでございますが、この計画においても、これまでの五つの理念、1から5までで示しておりますが、「3Rの推進」、「市民・事業者との連携の推進」、「適正処理の推進」、「環境への配慮」、「ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定したごみ処理体制の確保」、この五つの理念を踏襲して行政として率先して取り組みを進めるとともに、ごみ減量の主役であり、実践者でございます市民・事業者の皆さんとの連携による取り組みを進めてまいります。計画達成のための具体的施策の実施につきましては、この5つの理念を踏まえまして、3ページ、最下段のほうにございます基本方針3つ、「2Rを優先した取組の推進」、「分別・リサイクルの推進」、「環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進」、この3つの基本方針を立てて市民・事業者の皆さんとの連携のもと推進してまいりたいと考えております。

4ページに移っていただきまして、本計画の期間につきましては、平成28年度から10年間、 平成37年度までの計画としておりますけれども、中間見直しも必要になってこようかと考え ておりまして、おおむね5年ほどになろうかと思いますが、加えまして、いろんな前提条件に 大きな変更があった場合などにつきましても、当然、見直しをしていくことにしております。

計画目標につきましては、排出量を8万トン削減し、資源化量を2万トン増量して、基準年度の平成26年度のごみ処理量94万トンを平成37年度までに84万トンとすることにしております。それに伴いまして、最終処分量につきましても2万トンの削減、焼却量の減少に伴う温室効果ガスの排出量も4万トンの削減ということにしております。

5ページ、6ページに移っていただきまして、5ページ、6ページには具体的施策、取り組みを記載してございます。

基本方針の1つ目、2Rを優先した取組の推進で、まず1つ目に「分かりやすい情報提供と環境教育・普及啓発」を挙げておりまして、ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発の充実・強化というものを当然、引き続き進めていくことで考えております。

また、2つ目の「生ごみの減量」に向けた取り組みでございますが、家庭ごみにつきましては、食材の使い切り、料理の食べ切り、排出時の水切りを徹底していただく3切り運動を推進してまいります。また、事業系ごみにつきましては、食品廃棄物の多量排出事業者への啓発指

導、飲食店等における食べ切りの促進策について検討してまいります。

それから、「市民・事業者・行政による取組の推進」ということで、マイバッグ持参運動の 推進等々、取り組みを検討し実践していくというふうに考えております。

続いて、2番目の基本方針でございますけれども、6ページのほうでございます。「分別リサイクルの推進」、これはこれまでやってきた取り組みを、さらに強化していくということが基本になります。

1つ目の「家庭系ごみの対策」では資源集団回収活動、コミュニティ回収、市民の皆様が主 役である取り組みになってまいりますが、その拡大に向けた行政としてのかかわりをしっかり やっていくということで考えております。

一方、分別収集を成り立たせるためには、市民の皆様にきっちりルールを守ってごみを出していただかないとなりませんので、それについて啓発・指導も実施してまいります。

さらに、資源の持ち去り対策の検討ということで、新聞等につきましては有価物で引き取り されている状況がある中、行政回収あるいは集団回収等で持ち去られている状況も、現実とし てございまして、これについては後ほど御意見を賜りたいと考えております。

「事業系ごみ対策」につきましても記載にございますように、現在取り組んでいるところを 引き続きしっかりやっていくということで考えております。

それから、3番目の基本方針でございますが、「環境に配慮した適正処理の推進」ということで低公害車を引き続き導入を進めていくということ、工場における環境負荷の低減に向けた取り組みというものもやってまいります。高効率発電の設備を導入するとか、CO2の削減あるいは環境基準にしっかり適合した対応をしていくということを、現在、焼却処理を実施している環境施設組合と、十分連携してまいります。

それから、「ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備」ということにつきましては、家庭系ごみの収集運搬事業の民間委託化の拡大、それから安全かつ安定した焼却体制の構築に向けまして、環境施設組合と引き続き連携してまいります。

大規模災害に備えたごみ処理体制につきましては、非常に大きな被害が想定されております 南海トラフ巨大地震などに対応できる体制をつくることも喫緊の課題でございますので、これ らにつきましても基本方針に沿った取り組みとして記載しております。

さらに、「3Rや適正処理の推進に係る検討」として、事業系ごみの再生利用業の指定制度 の導入の検討、焼却に回らない取り扱いができるものがあるのであれば、取り組みも検討して いこうということで、これにつきましては、本年4月から廃棄物再生利用業の指定に関する事 務取扱要領、要綱を改正いたしまして、動植物性残渣、廃油、剪定枝に限りますが木くず、これらを新たに一般廃棄物再生利用業の取り扱い廃棄物の種類に加えたところでございます。

それから、本審議会でも以前議論されておりましたが、いわゆる家庭系ごみの有料化でございますとか、経済的なインセンティブを働かせまして、ごみの減量を進めていくという、そういう方策についてもございますが、今現在のところはごみ減量の進捗状況、動向を見きわめながら検討していくということで考えております。

最後のページは、資料となっておりますので、また御参照いただければと考えております。 基本計画に関する御説明は、以上でございます。

#### ○貫上会長

ありがとうございました。

それでは、これと関連して、このパンフレットの中には昨年度の平成 27 年度版がなかったのですが、もう一つ横置きの資料のほうに 27 年度、前年度のごみ減量のデータをおまとめいただいてますので、あわせてそちらのほうも説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

# ○川島企画課長

引き続きまして、御説明させていただきます。

それでは、審議会資料ということでパワーポイントの資料をごらんいただきまして、1ページを御参照ください。

平成 27 年度のごみ処理量等でございますが、ごみ処理量は 92 万トンということで、26 年度に比べ桁数の関係で 2 万トンの減量となっておりますが、ごみ処理量のピークでございました平成 3 年度からは約 6 割、57%の減量となっております。前計画の目標でございました平成 27 年度の処理量 100 万トン以下につきましては、昨年度 1 年前倒しで達成しておりまして、先ほども説明申し上げました現行計画の平成 37 年度、84 万トンには、まだ先ではございますけども、あと 8 万トンという状況になってございます。

ごみ処理量の内訳につきましては、2ページの上段をごらんください。家庭ごみで約3,000トン、これは古紙・衣類収集を月2回から週1回に頻度アップを図ったことによるものと考えております。また、事業系ごみで約11,000トンの減量となっておりまして、これは資源化可能な紙類など、適正区分、適正処理の推進によるものと考えております。これまでのごみ減量の進捗によりまして、平成28年1月に住之江工場を休止し、現在は6工場稼働体制に移行しております。

2ページ中段と下段に人口・世帯数あるいは、景気動向を参考に記載しておりますが、人口につきましては、横ばいあるいは微増、景気動向につきましても状況としては悪くなっていないと、回復の動きでございますとか持ち直しとかという形で、時期時期によりまして推移しておりますが、いずれにいたしましても人口、景気動向にかかわらずごみ量は減量しているという状況になっております。

次に、ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。

ここでは、焼却工場の処理量ではなくて、収集量のベースで 26 年度、27 年度の実績比較をしております。家庭ごみで申し上げますと、収集量全体ではほぼ横ばいとなっておりまして、数字的には普通ごみ収集量の減量分が、古紙類の収集量、これは資源化量ということになりまして、処理量には還付されませんけども増加している状況になっております。事業系ごみの収集量でございますが、事業系ごみの収集量は、ほぼ処理量となってまいりますけども、資源化可能な紙類など適正区分、適正処理の推進によりまして、約 11,000 トンの減量となっております。

続いて、4ページでございますけども、ここでは平成27年度のごみ減量効率化をめざした 取組の主なものをとり上げております。先ほども少し触れましたが、平成25年10月から月2 回の収集を実施してまいりました古紙・衣類収集につきまして、平成27年4月から全市域に おきまして、週1回に収集頻度をアップして実施しております。その結果、右側の表にござい ますように、平成26年度と比較しまして収集量が古紙で27%、衣類で18%アップしておりま す。

また、大阪市では平成 11 年度からでございますけども、資源集団回収活動に対する支援、年度経過してからですが、平成 25 年 10 月からは行政による古紙・衣類の収集を開始しております。平成 26 年度からは行政回収にかわりまして、地域コミュニティ団体が主体となっていただいて、回収活動を行っていただくコミュニティ回収も促進しているところでございます。コミュニティ回収は、個々の住民の皆様にとっては排出方法が変わらず、さらに地域コミュニティ団体にとって古紙等の売却益、大阪市からの支援が受けられるといったメリットもございまして、一方、本市にとりましても行政回収からの転換によるコスト削減が期待できます。右の中段の表にございますように、現在 14 の地域におきまして、コミュニティ回収が実施されているところでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと減量等の取り組みとは趣は変わってまいりますが、この間、当局で取り組んでまい

りましたごみ処理事業の経営形態の見直しの状況につきまして、ここで報告させていただきたいと考えております。経営形態の見直しにつきましては、平成 24 年6月の府市統合本部で確認されました基本的方向性によりまして、焼却処理事業につきましては5ページにございますが、「1 見直しの方向性」のところにございますように、ごみ量の推移に基づき工場稼働体制を見直し、民間運営や民間委託を推進するとともに、効率化を図るといったこと、また、収集輸送につきましては、6ページの同じく「1 見直しの方向性」にございますように、民間活力の導入により受皿組織を設立して現業職員を移管し、事業の民間化と職員の非公務員化を目指すことになりました。

焼却処理事業につきましては、5ページに戻っていただきまして、中ほど「2 経過」の欄にございますように、平成25年10月に本市・八尾市・松原市の3市で組合規約案を合意して以降、3市のそれぞれの議会において議論を経まして、御承認いただき、平成26年11月に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を設立、平成27年4月から環境施設組合において事業を開始しております。

一部事務組合による効果としましては、「3 事業の効果」に記載してございますように、 現在、組合において経営計画を立てておりまして、この枠内にあるのはその一部でございます が、ごみ減量によりまして平成 28 年1月に住之江工場を休止し、7工場から6工場稼働体制 に見直しているほか、住之江工場の建て替えにおきましては、既存の建物を利用した設備の更 新でありますとか、DBO方式による運営の検討をしております。

また、歳入確保のために発電効率の向上等に努めておるところでございます。

一方、収集輸送事業についてでございますが、6ページ中ほど「2 経過」の欄にございますように、市会における議論で民間化にかかる市民サービスへの影響などの懸念が示され、この間、事業者公募など民間化の手続にかかる補正予算案が修正削除されてまいりました。議会における議論、指摘内容でございますけども、具体的には「3 課題」の欄にございます2点に集約されます。

まず、1点目が新会社への職員の転籍の合意を得るためには、職員の給与水準の維持が必要である一方、新会社へ民間委託をして実施した場合、新たに消費税が発生し、直営よりも経費が増加するといった職員移管の実現性、それに伴う経費的な課題、2点目が、市民サービスの確保の観点から、大規模災害等の対応を含め、行政責任を担保するための体制確保は必要だという課題の指摘でございました。特に、経費の削減と職員の移管の両立が困難な状況でございまして、そういった状況から平成27年、28年と退職者の補充分を民間委託する形で民間委託

化を拡大してきております。現在、北部環境事業センター、管轄が北区、都島区の2区でございますが、その2区の家庭ごみ収集の全般、それと西部環境事業センター、西・港・大正区を管轄しておりますが、その3区の古紙・衣類収集を現在、民間委託により実施しておるところでございます。

今後の対応といたしましては、早期退職を募りまして、民間委託化の範囲を拡大するとともに、現在の委託化の検証を行いまして、災害対応と市民サービス確保のための体制、さらには、さらなる改革のための見直しの方策について、現在、検討を進めているところでございます。 平成 27 年度のごみ処理量等についての御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

# ○貫上会長

ありがとうございました。

少し、長い量のある資料を御説明いただきましたが、新しく就任いただいた委員の方もいらっしゃいますので、どこからでも結構ですので、何か不明な点、御質問、あるいはこれに対してのコメント等ございましたら、よろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

# ○杉本委員

杉本です。新しく入りまして、大阪市のごみ収集、少し資料を読ませてもらったんですが、 十分理解していなかったので、このごみの収集等の民間委託ですか。その辺のことを、もう少 し説明していただけますでしょうか。今まで大阪市は全部直営でなさっていたということだっ たんでしょうか。その辺もちょっとお聞かせください。

### ○川島企画課長

ごみ処理収集輸送事業の民間委託化につきましては、この間、粗大ごみ収集については先行して民間委託を進めてまいりまして、現在、粗大ごみについては 100%の民間委託化を進めております。それ以外に、一般家庭から排出されるごみにつきまして、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類という分別の収集がございますけども、これにつきましては民間委託化が進んでございませんでした。そういった関係もございまして、平成 24 年に府市統合本部でごみ処理事業の経営形態の議論があったときに、家庭ごみ収集輸送事業につきましては、6ページの資料にございますように、全て現在いる職員を新しい民間出資による受皿会社を設立していただいて、現業職員を全て移管させるという計画方針案が立ったわけなんですけども、この間、その実現方策について種々検討を進めてまいりましたが、市会での指摘等にございましたように、移管に係る給与補償の問題でありますとか、民間委託した場合の消費税

の上乗せ分でありますとか、経費の問題を考えた場合には、ちょっと現行の方針案をそのまま 実現するには困難であるというような状況に、今ございまして、この間、27 年、28 年度の2 年間につきましては退職不補充で当然、職員も減ってきておりまして、その部分、収集しない わけにもいきませんので、その部分については民間の委託で対応しているといったところでご ざいます。よろしいでしょうか。

# ○杉本委員

すみません、ありがとうございます。もう一点。

府下とか阪神間の自治体だったら普通の民間業者さんがいらして、そこに委託するという形を私は見てきたんですけれども、そういう業者さんじゃなくて、市の中で新しく民間業者をつくられたと考えればいいんですか。

#### ○川島企画課長

説明不足で申し訳ございません。現在やっております民間委託につきましては、既存の、大阪市の許可した一般廃棄物の収集運搬許可業者のほうに委託をして、実施しておるところでございます。

# ○杉本委員

わかりました、ありがとうございました。

# ○貫上会長

ほかには、いかがでしょうか。

#### ○松本委員

ちょっと教えていただきたいんですけれども、パワーポイントの資料の5ページ目の環境施設組合、一部事務組合で八尾市と、それからあと松原市と一緒に事業も始めたとのことですが、ちょっとどういう方向で整理されているのかわからなかったのは工場を、今、7工場体制から6工場体制に減らしたと、それでランニングコストはもちろん落ちるわけですけれども、当然、新しくてまだ使える施設に関しては、例えば一部事務組合の提携先を増やすとかで、その稼働率を上げて、その分の手数料をとるというような形も、ざっくり考えると何かありそうな気はするんですけれども、その辺はどういう検討をされたんですか。

### ○川島企画課長

7工場、6工場の部分につきましては、既にもう大阪市の焼却工場の幾つかは相当な年数稼働しておりまして、例えば森之宮であったり、大正であったりというところは、老朽化によりまして、そのまま廃止という形になっておりますが、今回、住之江を停止しまして、住之江は

プラントの部分、結構年数がたっておりますが、建屋の部分については有効活用をしてプラントを入れかえるような形で、機器更新したいというふうに考えております。

# ○貫上会長

経営形態についての御質問が続いておりますが、それまでの処理量等々の実績、あるいは、 このカラーの計画等についての御質問ございましたら、お願いしたいと思いますが、特に、何か。

# ○北井委員

3点あるんですけども、まず1点目は、今日、基本計画の資料として、これは概要版しかつけていただいてないんですけど、何で本体のほうを資料としてつけていただけないのかなと、本体、これ、私は持ってきてるんですけど、46 ページのかなり詳しいもので、本当に概要版のほうはエッセンスだけを、骨子だけを取り出したものなんで、これだけで説明していただくと、本当に浅い理解しかできないと思うんです。それが1点。

もう一点が、今回の計画の中にもごみゼロリーダー、廃棄物減量等推進員の役割について、いろいろ書いてるんですけども、この間、私、淀川区のごみゼロリーダーの委嘱式のときに呼んでいただいたんですけども、そのとき基本計画についての説明がほとんどなかったんです。最初、センター所長さんから簡単な挨拶があったんですけども、そのときも新しく 84 万トンに数値目標が変更になったというようなことぐらいしか、計画については触れられなかったんです。だけど、この計画の中ですごくいろんな面でごみゼロリーダーについて言及されてて、計画を実行するためには、ごみゼロリーダーの協力が不可欠だと思うんです。ごみゼロリーダーの方にとっても、この基本計画というのは、まさに一番基本的な行動指針になるわけじゃないですか。だから、きちんと計画の中身を詳しく説明して、その中でごみゼロリーダーさんにはこういう役割を期待されているんですよということを、きちんと伝える必要が絶対にあると思うんです。その辺をなぜやってないのかなというのが、一つ。

3つ目は、処理量を約 10 万トン減らすということなんですけども、その内訳を知りたいんです。家庭系の紙で何万トン減らすとか、そういうことです。

#### ○貫上会長

いかがでしょうか。

#### ○川島企画課長

すみません。今回、概要版で説明させていただいていますことにつきましては、北井委員御 指摘のとおりで、本来であれば本体を用いて御説明すべきところであったと思います。そこは、 私ども資料不足であったと思いますので、また改めまして、資料については、申しわけございませんが、改めて配付させていただくような形で対応させていただきたいと思います。

あと2点目は後ほど清原のほうから説明させていただきますが、3点目の内訳でございますけども、全体で約10万トンの減量ということで、ごみ排出量につきまして8万トンの減量、資源化量を2万トン増やして、合計処理量としましては8万トンの減というふうに考えております。家庭系ごみ、主に排出量のほうの減量8万トンの中身につきましては、家庭系ごみで、これは本来、減量行動ということではございませんけども、将来人口の減少が見込まれてる部分が、非常に大きなファクターでありまして、2万トン減量、人口減少で2万トンほどごみが減るだろうというふうに考えております。

あと、大きな排出源といいますか、排出量であります生ごみにつきまして、食品ロスの削減、 あるいは水切りを励行していただきますことによりまして、1万トン減らしていきたいという ふうに考えております。

一方で、粗大ごみを有料化してから結構な年数たっておりまして、今のところ微増ではございますが、ある程度増量傾向にありますので、逆に、粗大ごみでは1,000トンほどの増量を見込んでいるところでございます。

事業系ごみのほうにつきましては、これも生ごみの減量、食品ロスの削減等で、約 16,000 トンと、資源化可能な紙類をリサイクルルートへ誘導していくことで 16,000 トン、適正処理ルートに産廃等を誘導していくことで 17,000 トン、これら合わせまして、ごみ排出量としましては差し引き 78,000 トン、約8万トンの減量ということでございます。資源化量としましては、家庭系ごみのほうで、これまで普通ごみに入れております古紙・衣類につきまして、16,000 トンの量のアップ、あるいは容器包装プラスチックで 3,000 トン、資源ごみで 1,000トンの分別、排出量の増ということを見込んでおりまして、雑駁な説明でございますが、差し引き約 10 万トンの減量ということで、将来、37 年度目標としましては 84 万トンという数字の置き方をしております。

### ○貫上会長

私も先ほど御説明を聞きながら、実は、昨年度この計画を作った、皆さんの御意見をまとめたものの立場としましては、やはり数字のところで、かなり見通しをきちっと立てていただいて、私の記憶では、一般廃棄物の事業系のものも生ごみ系を2割ぐらい、減量するという数字を、たしか記憶にあるんですが、そういうことを余り排出者側のほうにも無理なお願いをするわけではなくて、可能な減量目標というのを、たしか数値を積算していただいたように記憶が

あったんですが、どうも北井委員の1番目、特に2番目の御意見につきましては、それをもっと一般の方、あるいはごみゼロリーダーの方にも、その辺の84万トンという数値の根拠は何なんですかということをきちんと説明してもらって、リーダーの方々にもその目標という数字の意味合いを認識してほしいということだと思っていますので、特に、今回、私もちょっと取りまとめをした立場ではございますけども、細かな数字、今、口頭で御説明いただいたものにつきましても、すぐに頭には入ってこないものですから、そういうものを、特にこの中では資料としてつけていただいて、再確認ということをしていただくといいんじゃないかなと思います。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

改めまして、北井委員からの御指摘なんですけれども、この間、新たに委嘱するということで、委嘱式を開かせていただきまして、そのたびに研修の機会を設けているところです。御指摘いただいたとおり、基本計画についても言及が少ないということで、一応、中心になる生ごみの減量については、できるだけ注意喚起をするようにということで、いろいろ各所長にもお願いしているところですけれども、その部分が、ちょっと十分でなかったなというのは反省点としていきと思います。

ごみゼロリーダーニュースというような、印刷ツールもありますし、今後、見学会といった 研修の機会もありますので、また改めまして基本計画の位置づけであるとか、理念であるとか につきましても、周知徹底というか、お知らせできるように努力してまいりたいと思います。 御指摘ありがとうございます。

### ○貫上会長

どうぞ。

#### ○北井委員

いろんな形で情報をきちんと伝えるということをしてほしいんですけども、特に、研修なんですけども、今はもう委嘱式のときに簡単に講演会をやって、講演を聞いてというぐらいで終わってると思うんですけども、せっかく基本的な行動指針となる一般廃棄物処理基本計画ができたわけですから、この計画をツールにして研修を行うというような、その計画の内容を説明していただいて、その後でグループワークやるとかいう形で、ごみゼロリーダーの方たちが積極的に参加するような形の研修というのをどんどんやっていただきたいし、そのために基本計画というのを、もっと活用してほしいなと。活用することによって、そういう研修なんかをやることによって、ごみゼロリーダーの方も基本計画というのは自分事として捉えることができ

るようになると思いますので、ぜひ、その辺は積極的に御検討いただきたいなというふうに思います。

# ○貫上会長

ありがとうございます。

あえて、また申し上げますけど、先ほどの、例えばパンフレットの2ページ目の下の数値的なところを、これは現状だと思いますが、課題を挙げるときに、こういう数値を挙げていただいて、それで先ほど申し上げたように可能性について議論した上で、84万トンというのを決めたということがありましたので、10年後であれば、先ほどこれおっしゃったように、5年後には中間見直しをするということになりますと、その辺の収集の現状計画と、それから実績はどうだったのかということを、また比較することになりますので、あるいは、そういう積算がよかったのかどうかということも検証することがありますので、この辺のところの84万トンを決めた経緯ということについては、ぜひともきちっと整理していただいて、引き継ぎといいますか、次の方にもつながっていただくような形でお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

それから、先ほど川島課長さんがおっしゃった、こういう項目で何万トンの減量という話の 表とかについても、またちょっと別途、皆様方に。

### ○川島企画課長

計画と一緒に、また。

#### ○貫上会長

お配りいただきたいと思います。その辺が一番の根拠になっていると思いますので、よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

#### ○松本委員

表をつくられるときに、例えば家庭系なんかだと、ごみゼロリーダーとか、大体誰がかかわっているのかというのがちょこっと1行ぐらい入ってると、何となく役割分担と計画全体の位置づけの関係というのは見えるのかなと思いました。

### ○貫上会長

また、それも注意していただいたら、ここはちょっと厳しいなとか、ここはもう少しいける んじゃないかみたいな、幅広い意見もまた挙がってくるかもしれませんし、そういうのも活用 してあげたらなと思います。よろしくお願いします。 ほか、特によろしいでしょうか。

また、後ほどで委員の皆様方に、そういう関連の資料をお配りいただくかと思いますので、 また、それをごらんいただいて、次の機会にでも、あるいは、また不明な点もございましたら、 何なりと遠慮なく意見を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

そうしましたら、お気づきの点がございましたら、後ほど振り返ることにしまして、その次の、3つ目の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

さらなるごみ減量をめざす施策ということで、資料の7ページ目からでしょうか。あわせて 説明を、よろしくお願いいたします。

#### ○川島企画課長

御説明申し上げます。 7ページをごらんください。

1つ目に、生ごみの減量策について挙げてございます。基本計画にもございますように、2 Rの推進、とりわけ生ごみの減量に重点をおいて、減量施策を進めていくこととしております。 まず、家庭から排出される生ごみの減量でございますけども、手つかず食品や食べ残しといったいわゆる食品ロス、先ほど基本計画の説明のときにも、若干触れておりますが、こういった食品ロスの削減とともに排出時の水切りの徹底による、生ごみの発生・排出抑制の取組みを進めるため、食材の「使い切り」・料理の「食べきり」・排出時の「水切り」といった、生ごみの「3きり」運動を推進してまいります。

以下、具体的な施策の概要でございますが、ごみ減量アクションプランという冊子を用いた 説明会を継続して実施しておりまして、右側のページ、7ページ右側の挿絵は、アクションプ ランの冊子の一部でございますが、今年度、先ほど御指摘のございました廃棄物減量等推進員 の委嘱に当たりまして、清原のほうからも申し上げましたように、今年度重点課題として生ご み減量の重要性について説明をさせていただいているところでございます。

さらに、今後、各々の地域に対しましても各種説明会、あるいは学習会の場を活用して、啓 発を進めてまいりたいというふうに考えております。

一方、国におきまして、第3次食育推進基本計画が平成28年度から平成32年度を計画年度として策定されております。その中に食の循環や環境を意識した食育の推進が重点課題として新たにつけ加わりまして、食品ロス削減を目指した国民運動の展開に、国として取り組むこととなっております。地方自治体は、その推進に努めることになっておりますが、そういった観点から、本市といたしましても、各区に配置されております本市の栄養士と連携しながら、各区で開催される「食育展」に出店して、食育を通じた食品ロスの削減のPRや、エコ・クッキ

ングの講座を開催しまして、食品の購入から調理、片付けまでの行動を通じて、生ごみ減量を 考えるきっかけ作りの場を提供し、各家庭での実践につなげていただきたいと考えております。

8ページに移っていただきまして、8ページ右側の挿絵にございますように、ホームページを活用した啓発、減量に向けた取り組みの周知、また環境事業センターが定期的に開催しております分別の相談やベビー服の展示提供、体験学習の場、さらには区民まつりやガレージセールなど、地域で開催されるイベントを活用しまして、啓発パネルを掲示したり、チラシを配布してPRを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、本市では地球温暖化問題をはじめとするさまざまな環境問題に関する理解を深め、環境についての知識、感性などを育んでもらうため、各区と連携しながら地域密着型の環境講座やイベントを実施しております。その環境教育・学習プログラムの一つとしまして、循環3R講座というものを開催しておりまして、その中で生ごみの減量につきまして、家庭で手軽にできる取組の紹介、「生ごみから安全な野菜づくりを学ぶ」をテーマに、家庭にある段ボールを使用した、野菜くずを手軽に堆肥化させる方法、無農薬・無化学肥料での野菜づくりやガーデニングを学ぶ講座を、老人福祉センターほか数カ所での開催を、今のところ予定しております。そのほか引き続き、大阪市内で実施可能な堆肥化方法など、生ごみの減量手法について情報の収集、あるいは普及啓発手法について検討を進めてまいりたいと考えております。

9ページに移っていただきまして、事業系の生ごみの減量でございますが、事業所から排出 される生ごみの減量につきましては、食品リサイクル法の趣旨や内容を普及啓発することによ りまして、業者の自主的・主体的な取組を促進してまいりたいと存じます。

まず、特定建築物への立入検査の際、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対しまして、食品リサイクル法の趣旨の説明およびリサイクルの促進に対する働きかけを実施しておりますほか、特定建築物の廃棄物管理責任者講習会において、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた働きかけを行ってまいります。

また、外食での食べ残しを削減することで、飲食店等における生ごみの発生を抑制するため、 飲食店における「食べ切り」の促進策について、他都市等の事例を調査、研究し検討を進めて まいります。

一方、本市の関連施設につきましても、食品廃棄物というのは出てまいりますが、学校園の 給食など本市関連施設における生ごみにつきまして、リサイクルルートへの誘導や発生抑制に 向けて取り組んでまいります。

さらに、大阪市環境基本計画推進連絡会というものがございまして、その中で、ごみ減量推

進分科会というのが大阪市役所の組織としてございます。その中で、市役所事業所系ごみ減量 マニュアルというものを活用しまして、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進する とともに、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた取組みを進めてまいります。

10 ページをごらんください。分別リサイクルの推進でございますけども、これはこれまでやってきた取り組みをさらに強化していくことが基本になります。その方策の一つとして、古紙の持ち去り対策につきまして御意見を頂戴したいというふうに考えております。本市の古紙回収の現状につきましては、週1回収集の実施によりまして、古紙の分別収集は順調に進んでおります。しかしながら、依然として普通ごみに「古紙」が混入しているため、引き続き分別排出に向けた普及啓発を根気よく実施していく必要があると考えております。

一方で、行政回収につきましては、事業の効率化の観点から、先ほど少し申し上げましたが、 収集輸送事業の民間委託化も進めておりまして、「古紙・衣類」につきましては、現在5つの 行政区において民間委託を実施しております。

また、「古紙」を地域住民の皆様が協力して回収し、契約した再生事業者に引き渡す資源集 団回収活動、あるいは行政になり変わって収集活動をしていただくコミュニティ回収の取組み を推進し、行政回収からの移行の早期実現をめざしたいと考えております。先ほども少し触れ ましたが、現在、大阪市内で 14 団体がコミュニティ回収を実施していただいているところで ございます。

そういった現状の中で、10 ページの中段以降にございますように、古紙の持ち去りに対する各種の御意見が寄せられております。市民の皆さんや資源回収団体の皆様からは、持ち去る者に対する取り締まりをしてほしい、あるいは持ち去りを禁止する根拠を明確にしてほしいといった内容のものが、また、市会におきましても、本市施策の信頼を損なう行為であり、なくしてもらいたいといった要望がございます。これらの意見にございますように、地域住民の皆様が主体となって行っていただいている資源集団回収活動、あるいはコミュニティ回収を推進していく上で、それら団体とその契約していない事業者、契約事業者ではない回収事業者による「持ち去り」行為は、市民の皆様の分別への協力、地域住民の方々の主体的な活動の妨げとなっている状況にございます。このような古紙の持ち去りに対しまして、他都市では、どのような対応をしているかということでございますけども、11 ページ、最後のページをご覧いただきたいと思います。

他の政令指定都市及び府下の市町村における持ち去り禁止条例の制定状況を一覧表にまとめております。政令指定都市におきましては、本市を除きます19市のうち14市が条例等を制定

しておりまして、そのうち 11 市が罰金あるいは過料の罰則を定めております。また、本市と 堺市を除く府下 41 市町村のうち 9 市が条例を制定し、そのうち 8 市が罰金あるいは過料の罰 則を定めているところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、本市といたしましては、本市施策に対する市民の皆様の信頼を確保し、「資源集団回収活動」、「コミュニティ回収活動」をはじめとする市民の皆様、地域コミュニティ団体の皆様の取り組みを支援する必要もございますことから、古紙等の「持ち去り」の禁止について、条例化を検討しているところでございます。

説明は以上でございます。御意見をよろしくお願いいたします。

#### ○貫上会長

ありがとうございました。

資料の7ページ以降ということでありますが、特に最後の2ページは古紙の持ち去り対策ということですので、少し、ちょっと話題を分けまして、7、8、9ページ目、これは主には生ごみの対策ということで、事務局のほうから御提案いただいた内容になりますが、まず、この7、8、9ページ目のところで、こういう今後のさらなるごみ減量を目指す施策として、ほかのこういうものも注目すべきじゃないかとか、いろんな御意見をいただいた上で、あとで9ページ、10ページ目のほうに移りたいと思いますが、まず、7、8、9のところで御意見、あるいは御質問も含めていかがでしょうか。

# ○中野委員

9ページの事業者から排出される生ごみの減量のところについてなんですけれども、食べ切りなどが強調されているんですけども、小盛りメニューの導入など消費者が食べられる量を自己申告するという、そういうことをもう少し強調してはどうかと思います。なぜかと申しますと、法律でもリデュースが最も最優先課題であるということと、それから一般廃棄物の中で事業系で減らしていくことが非常に大事ということですし、消費者の協力を得ることが非常に大事なんですけど、やっぱり具体的にはっきり小盛りメニューの導入の推進とか、はっきり書かないと、抽象的なことではなかなか進まないので、食べられる量を自己申告できるような体制を整える必要があるのではないかと思います。

これは現実的に言いましても、高齢化に伴ってそれほど主食の食べられる量が、たくさん要らないということとか、今、炭水化物ダイエットとか流行っていて、御飯とかをすごく減らす、出てきたものが食べられないで捨ててしまうとか、非常にもったいないことでもありますので、そういうふうに自分が食べられる量を自己申告するような簡単な、例えば、S、M、Lから選

べるような簡単な方法もあると思うし、食べ切り協力店は京都市とかでもやってるし、神戸市でもやることになってますので、そういうふうなことをはっきり導入すべきではないかと思います。

そして、ここには食べ切り協力推進というようなことは全然記載がないんですけども、そういう予定があるのかないかですね。横浜とか、京都とか、神戸でもやってる、神戸はこれからですけども、そういう方向にあるわけなんですけども、市民の方に難しい法律のことなどを説明して理解していただくよりも、むしろ楽しくこういうのに取り組んでいただくきっかけを提供することが大事だと思うんです。例えば、地方のキャラクターのコンテストとかもあって、キャラクターから地方の特色を知っていただくというふうなことが成功した事例もあるわけなんですけれども、例えば、神戸市ではデザイン都市という、もともとそういう流れがあって、ステッカーなどでもすごくデザインを工夫するということを非常に考えているわけなんですけれども、そういう推進店のステッカーのコンテストとか、そういう何気ないことから関心をもっていただいて、このごみ減量に入っていただくとか、そういうふうな楽しいきっかけづくりも必要だと思いますので、そういうことも御検討いただけないかということと、もう一つは、ドギーバッグの導入も全国的な方向だと思うんですけども、そういうことは今回の計画で入ってないんでしょうか。

以上です。

# ○貫上会長

3つほど御意見があったかと思いますが、最初の小盛りメニューとかいうのは、私も余りよく不勉強であれなんですが、例えばどんなイメージで。

#### ○中野委員

少ない目とか、多い目とか、自分でもう注文のときに言えるという。

#### ○貫上会長

注文のときに言うんですか。バイキングとかそんなんじゃなくて、もうそうなんですか。

#### ○花嶋副会長

聞いてくれる。

#### ○中野委員

もう、自分で。一言聞いていただければね。

#### ○川島企画課長

先ほどの御説明、ちょっと余り詳しい説明はできてないんですけども、食べ切りの促進策の

検討ということで、飲食店の食べ切りの促進策について検討を進めるということで他都市の状況でございますとか、先ほど中野委員がおっしゃっていた神戸、京都等の小盛りメニューであったり、協力店のことであったり、種々検討を進めながら導入について考えてまいりたいというふうには考えているところでございます。ドギーバッグについても同様に、検討の俎上として挙げて、局内で今、検討をしているところでございます。

# ○中野委員

すみません。その他の質問、もう一つ聞いていいですか。

3切りの運動も京都から始まってます。なので、もう少し大阪市らしい特徴を出したほうがいいと思うんですけど。

#### ○川島企画課長

例えば、どんなイメージ持たれてますか。

### ○貫上会長

御担当の方々で全てつくり上げようというところまで考えられなくても、先ほどのごみ減量のリーダーみたいなものも活用されながら、いろんなアイデアを出していただくというような方向で、特に、2つ目なんていうのは楽しんでごみ減量ができるような仕組みづくりをというようなことだったので、そういういろんなことをアイデアを募集するみたいな感じで、内部だけで完結されなくてもいいと思うんですけど、そのほうがいろんなアイデアが出ておもしろいんじゃないかなと、ちょっと失礼ながら。で、よろしいですか。

#### ○中野委員

ここで、ちょっと申し上げたかったことは、抽象的なことを言ってても誰も協力しないと、 なので、より具体的に市民が楽しく実行に移せるような対策を、こういうところでもきちんと 書いてほしいと思います。例えば、ステッカーのコンテストとか、すごく楽しいきっかけをつ くるとか。

#### ○貫上会長

単なる思い付きですが、市民の方とか、リーダーに任せてしまうというのもありかもしれないですね。

### ○中野委員

そうですね。

#### ○松本委員

以前この場で、たしか斎藤委員からだったと思うんですけれども、何かドギーバッグに対す

る事業者の責任のとり方というのは難しいという話が出てきていたような気がしまして、要するに食品衛生法とか、やっぱり法的な問題をちょっと解決しないと、もちろん小盛りメニューというのは恐らく協力ですぐ動くんだと思うんですけれども、結果として、例えばお客さんを招いて、それでたくさん注文せざるを得ないというようなときにそれをどうするかと、もちろん事業者さんが残ったものに関しては厨芥類として処理せざるを得ないんで、廃棄物にしてしまう。そうするとやっぱり、それが減るのはいいけれども、違う形でリスクを負ってくるならちょっと困るということだったと思うんです。だから、その辺はちょっと前から出てきているお話なので、具体的に。

# ○貫上会長

どうぞ。

# ○斎藤委員

今、お話しいただいた、前回もお話させてもらったんですけど、結局、この食品ロスに取り 組むということは、絶対に厚生労働省、保健所との連携が必要と思うんです。まず、家庭内ご みに関しましては、今、賞味期限と消費期限がわからない消費者もいると思います。賞味期限 は食べられるわけです。消費期限であっても、事業者が売る消費期限というのは期限の設定の 仕方、これは保健所のガイドラインがあります。安全係数かけ合わすとか。そんなんも全然わ からずに、お弁当が今日 12 時まで、1時になったら食べられないので、ほっちゃいましょう と。こういう事情が分かってない消費者というのが、ものすごく多いかと思いますから、これ は必ず保健所との連携があって、そこら辺きちっと市民に説明ができるような機会をつくって、 食べきり、安全的に食べれますよというふうなお話ができる環境をつくってやるというのが、 まず、一つ大事かなと思いますし、あと事業者ですか、これであると9ページのほうですけど も、先ほども出ましたように、食品リサイクルがメインに出てますけど、やっぱり発生抑制、 リデュースが一番大事かなと思っています。これも保健所との連携で、今、大概レストランで もそうです。我々でもそうですけれども、アレルギー表示というのを、裸売りの商品でも横に POPでつけたりするんです。これ何でかいうたら、これです。どうしても裸売りのコロッケ とか焼き鳥、「ひょっとしたらここに何か卵、乳使われてるん違うかな」いうて買わない。そ ういうお客さん非常に増えてます。 それがきちっと書いてあったら、 これは卵を使ってないん だな、乳を使ってないんだなとわかるんで買ってくれるんです。食べはるんです。それが書い てないイコール危ないから買わない。イコールそれが残っちゃう。事業系としてもほらなあか ん。それが非常に怖いというので、もう書こう書こうと。今、屋台のたこ焼き屋さんとかでも

書こうとしてます。これすごいなと思っています。だから、そこら辺もやっぱり衛生面から考えて保健所、厚生労働省と組んで啓発していくのが非常に大事かなと考えています。

それと、私、京都のほうでも廃棄物減量推進審議会の委員やってるんですけども、一つ京都のほうで提案してるのが、食品の悪しきルールという3分の1ルールというのをつぶしませんかという話はしてます。これをやることによってかなり変わってくるかと思いますんで、それもちょっと検討いただければ、非常にありがたいかなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

# ○貫上会長

食品の表示であるとか、それについてはやっぱり保健所とか厚労省の関係の管轄になるということですか。

#### ○斎藤委員

そちらのほうから指導していただくと、非常に大きいんです。我々スーパーじゃないですか。スーパーで保健所の方が、担当官が入られるんです。コロッケ売ってます。食品衛生法でいくと、裸売りの商品には表示をすることができないんで、従業員に聞けば必ず答えなければならないというふうなのが食品衛生法なんです。だから従業員に聞いたら答えてくれるから大丈夫やろうというのを、従業員に聞いてわかりませんとかなったら、これは違反なわけです。だから、そういう面でみんなつくってる人間というのはわかってるんやから、私らが答えればええわなというんですけど、今は、お客さんが聞かないんです。だから表示してやれと、それを厚生労働省と保健所と組んで、できれば表示していただければありがたいですね、というふうな指導を、各店舗にしてもらうと非常にありがたいなと思っている。だからこそ連携は絶対必要と思います。

#### ○貫上会長

ありがとうございます。ぜひとも、前回もたしか、こういう御意見、斎藤委員のほうからあったと思いますので、改めて、ちょっと調整いただけたらと思います。よろしくお願いします。 ほか、杉本委員ですね。

#### ○杉本委員

本当に、新人でよくわかってないんですが、ごみゼロリーダーの活動内容と、実際にそれを 担っている人たちが、今、どういう年代で、どういう人たちかというのにすごく興味がありま す。というのは、私が、今どっちかいうと大阪の都心回帰の研究をしてまして、都心で余りコ ミュニティに関心のない若い人たちがいっぱい増えていて、その人たちに対するこういう問題 の普及啓発というか、いろんな参加なり学習がどうなっていってるのか。特に、高層マンションなんかで住んでいる人たちの問題等について、今までの方法でできるのかどうかというあたり、実際にリーダーをやっている方の印象とかも含めて、お話を伺ったり、市のほうがどう考えているかをお願いしたいと思います。

# ○貫上会長

何かお答えできる範囲で。

#### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

ごみゼロリーダーさん、廃棄物減量等推進員につきましては、基本的には町会に推薦をお願いするという形で挙がってきます。したがって、町会の役員さんというのが基本的な形になるかなと思います。

主な活動としては、代表的なものとして、各区でガレージセールというのをやってるんですけれども、その主催というのが一つ、あと、大きく制度が変わる場合なんかにつきましては、制度の周知のお手伝いをしていただいたりというのが、主なものになろうかと思います。

ですから、そういう意味では、町会未加入の方についてという御質問だろうと思うんですけれども、ここについては、なかなか難しいところがあるかなというところで、そこの部分は町会役員とは違う冠をつけていただいていますので、例えば、アパートとか、独身者向けのアパートなんかに入るときに管理人さんと親しいという、町会には入ってなくても、例えば親しいということで、顔見知りであったりということがありますんで、そのときに指導というか、啓発活動するときのお手伝いとかという形にはなるんですけれども、どうしてもそこの部分、個々人ですね、各家庭というレベルになると、ちょっと難しい部分があるかなというのが正直なところです。

#### ○花嶋副会長

あさってから、天神祭が始まるんですけれども、24、25 日と 130 万人の人出があって、日本一の露店数を誇るお祭りなんですけれども、そこで天神祭のごみゼロを考える会というのが、ごみを減らしていこうということで調査をしようとしています。大阪市におかれましても、一般廃棄物指導課長様には随分お世話になりました。

ただ、これをもう少し大阪市も関与していただいて、全市的に盛り上げていけば、ごみを減量しようとか、食べ残しをどうにかしようとかいうような話を訴える場として、とってもいいところなんじゃないかなと思います。ついては、26 日早朝よりごみの組成分析を行いますので、ぜひ、どなたかいらしていただけたらなと思っています。

# ○貫上会長

どうしましょうかね。

#### ○宮崎事業部一般廃棄物指導課長

実は、天神祭のごみは、大阪市では適正区分、適正処理の取り組みを平成21年度から始めまして、区分できない場合は総体産廃ということで、産廃処理に回っています。ということで、大阪市に処理責任のないごみになってまして、露店商さんが出すごみはしっかり分別ができておりますので、一般廃棄物として搬入されておられるんですけども、ただ、それも3トン程度しかないんです。総量で30トン程度でございますので、前は50トンやったんですが、3トン以上の、ほかのものは全て産廃処理になってますので、それをしっかりと適正に区分されたとして、どれだけ食べ残し、今回やられる組成で、どれだけ一般廃棄物に区分ができるかというのが、大変私たちも興味深いところでございますので、何とか考えたいなと思います。

### ○花嶋副会長

しつこくてすみません。もちろんプラスチックのたこ焼きのお皿とかは、プラスチックなので産業廃棄物といえば産業廃棄物なのかもしれませんが、というふうにして減量しても、余り意味がないのではないか。産業廃棄物だからといって、追い出すことによって減量するというのは余り意味がないんじゃないかなと思っています。

京都市は、お祭りのごみは全部京都市が引き受けていらっしゃいます。それはそれぞれの市で方針があるとは思いますが、今回、この天神祭のごみそのものを減らすことだけではなくて、お祭りですらごみのことを、少し考えながらみんなで楽しもうよということを、啓発の機会としていいチャンスだなと思っていますので、天神祭のごみ 50 トンがゼロになっても、確かに大阪市のごみとしては大した量ではありませんが、130 万人への啓発の機会とすると、大きな機会なんじゃないかなと思うので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

#### ○貫上会長

イベント系の廃棄物ということでの取り組みという話で、一つの事例ということです。また、 調査の結果がわかりましたら、ぜひとも還元いただけたらなと思います。よろしくお願いしま す。

時間結構たっておりますのであれなんですが、ほか9ページまでのさらなる減量ということで、主に、今も生ごみが中心に出てきておりますが、ほか、特にこれだけは申しておきたいということがございましたら、御意見いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後の10ページ目、11ページ目の古紙の持ち去り対策についてというこ

とで、先ほど御説明がありましたように、これが古紙の持ち去りが、許可業者といいますか、本市の知っている業者でない方が勝手に持っていって、それで一般市民の方の意欲を阻害、削いでいるんじゃないかということで御提案されてまして、最後のページ、11 ページにございましたように条例化ということ、場合によっては罰則ということでも視野に入れてということで、検討をしようとしているということだと思いますが、何かこの委員会として、皆様方の御意見のほうでこういう面も考えてほしいとか、あるいは、御意見いただいたらと思いますが、いかがでしょうか。松本さん。

# ○松本委員

ちょっと幾つか、特にやっぱり根拠ですか。禁止の根拠で、所有権等の関係をどうするかとか、処罰対象をどうするかとかいう問題、いろいろあると思うんですけれども、既に幾つか、罰金まで設けている市町村があるということで、そういう市町村さんは、要するに、所有権が回収側に移転するというような構成をしているわけですか、というのが一つと、だからどういう根拠で処罰対象にするかですね。所有権の絡みで処罰の対象を絞っているのかということと、それから、あとは場所で、要するに収集場所にあるものを、例えば持ち去った場合に、それを処罰対象にするというような形で絞り込んでいるのかとか、あと、サンクションかける場合も、過ち料にする場合と罰金にする場合の両方あるようなんですけれども、多分、市町村さんがどういう根拠でそれを分けておられるかというようなことが気になっております。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

まず、どういう構成で処罰をするのかということなんですけれども、11 ページの表でいいますと、さいたま市さんだけが所有権を、要するにごみステーションの中に置いたものはさいたま市に所有権が移るという形をとっておられます。ですから、罰則の有無はないと書いてあるのは、所有権が移るということは、それをとられるということは、要するに窃盗罪という適応で構成されています。それ以外に、条例化しておって罰金なり、罰則なり定めているのは、基本的には所有権は移ってないんだけれどもということで、条例化しているという形になっております。

それから、場所で絞り込むというお話につきましては、大体のところが処理計画などで定められた場所に排出されたものを持っていくというようなことで定めておるように思います。

それから、過料と罰金の違いなんですけれども、基本的にはどちらかというと、これは世間 的なイメージかなとも思うんですが、軽いほうが過料、重いほうが罰金というような形のイメ ージがあるかと思うんですけれども、過料をとられているところは基本的には行政施策という んでしょうか、計画を立てられて、各自治体が定めていることを妨害されているから、秩序罰としての過料をとっているような構成が、説明の仕方をされているところがほとんどだと思います。罰金でとられるところは、これはちょっとそこはすみません、明確ではないですけれども、反則行為である以上は刑事罰を与えるべきだという考え方で、一応地方自治法上は上限、罰金は 100 万円までつくれると思うんですけども、罰則の違法性の程度を加味して、大体 20 万円の罰金の上限で定めているところが多いように聞いております。

# ○貫上会長

ちょっと私も余り不勉強なんですが、過料と罰金の違いがよくわからないんですが。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

罰金というのは、いわゆる刑事罰といいまして、刑務所に入るとかと同じように刑法の世界の話になってきます。過ち料は、例えば、大阪市でいいますとたばこのポイ捨て条例なんかが当てはまるんですけれども、比較的軽易な行為に対して、行政的に強制力をもって、罰則という言葉はややこしいんですけれども、そういう負担をかけることで秩序を維持するというのが過ち料としての過料ということになっておるかと思います。

# ○貫上会長

過料になると、ちょっと刑事罰ではないから、むしろイメージでいくと。

○清原事業部家庭ごみ減量課長 前科にはならない。

○花嶋副会長

罰金は前科。

### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

そうです。交通法規の点数減点されるされないぐらいの話が、それが行政関係なんで、過ち 料の系統です。

○花嶋副会長

赤切符と。

○松本委員

イメージ的にはそうですね。

○貫上会長

ありがとうございました。

# ○木下委員

条例の制定をしているところと、制定をまだというかしていないところとあるんですけど、 条例を制定することによって、制定前と制定後の効果というのは、そういうものはわかってる んですか。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

まだちょっと全部調査し切れてるわけではないんですけれども、それなりに回収量がふえたというようなことは聞いております。

また、市民からの苦情が減ったとかという成果も聞いておりますので、一定の効果があるのかなというふうに思っております。

# ○貫上会長

いかがでしょうか。どういう形でまとめるといいますか、皆さんの御意見を聞けばいいのか。 ちょっと諮りかねてるところもあるんですけども、ここで議論、提案されているということで すから、大阪市としても、かなりこの持ち去りというのが、どうも多そうだという推定をされ ているという理解でよろしいですね。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

はい。

# ○貫上会長

苦情につきましても、10 ページ目の例を挙げてもらってますけども、もっといっぱいきてると、その例だという、そういう認識ですね。

### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

そうですね、市民の声とか直接の電話とかで一定のボリュームいただいているところですの で、市民の要望としては一定あるのかなというふうに判断しておるところです。

#### ○貫上会長

ついでにあれてすが、これはもう罰金とか過料とかで罰則つけられているところは、基本的 に現行犯でじゃないと、現行犯というんですか、そういう現場で抑えないと、とても捕まえら れないんですよね。

### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

実は、条例につきましては、市外の方も大阪市では何がその対象になるのか、ということも あります。多くの自治体というか、ほとんどの自治体がそうなんですけれども、まずは、やっ ているところを捕まえて警告書を出して、警告に従う、それも控えておいて、それに従わない 方に対しては、さらに命令を加えて、その命令も違反して、次、何かやったときに、今度改め て過料、罰金という手順を踏んでいるところが多いですので、おっしゃるとおり現場を抑えて ということになろうかと思います。

# ○貫上会長

そのときには市民の方がどうこうという話で、そういうことが現場を抑えるということができるのか。あるいは、別途そういう見守り隊みたいな方がいて、それで指示する、告発じゃない、そういう方を注意するということになるんですか。また、そういうシステムをつくらないといけないということになるんですか。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

市民の方が直接、巡回して何かをするというのは、やっぱり難しいと思います。例えば、お知らせいただいた地域に対して、重点的にパトロールするとかという形が、今こうやっているところでは活動としてはあるかなと思いますので、ちょっとそういったところも勉強させてもらいながら、実施体制は組んでいきたいというふうに思います。

# ○貫上会長

というようなこと、私も余り詳しくなくて失礼、申しわけないですが、そういうことで、今、 大阪市さんとしては、これで条例化をしていきたいというふうな御要望なんだろうなというふ うに思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。ほか、いろんな見方で御意見いただけたら と思うんですが。

#### ○北井委員

条例については、特にコミュニティ回収をやっている団体とか、集団回収をやっている団体、 その地域の方が対処しやすくなるという意味でも、そういう集団回収をより促進しやすくなる という意味でも重要だと思うんで、ぜひ進めていただきたいんですけども、ただ、根本的には 全国共通の課題なんで、やっぱり本筋としては法整備をするということだと思うんです。せっ かく大阪市力あるわけですから、市長会とか、知事会とか、そういうところできちんと声をま とめて、国に要望を上げていくという段階に来てるんじゃないかなというふうに思うんです。

逆に松本先生にお聞きしたいんですけども、法制化する場合の課題というか、問題点という のは、今どんなところにあるかというのを、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけど も。

#### ○松本委員

そうですね、私もちょっとそういうのも考えてはいるんですけれども、順番としては、やっ

ばり条例でいろんなパターンをつくっておいて、課題を浮き彫りにしたほうが、例えば、空き家の条例とか、ああいう形で比較的問題の少ない形に大体おさまるんです。ただ、そこまでのプロセスに時間がかかり過ぎると、やっぱり今、御指摘のような話になるんだと、具体的な課題としては、一つはやっぱり根拠です。もう完全に、例えば、大阪市さんの場合であれば、今回、減量化の目標の中で2万トンでしたっけ、資源化の目標というのがあって、それを達成するための手段としてどういう手段をとるか、具体的にはまだ決まってませんけれども、罰金とか、あるいは過ち料と、その場合にやっぱり何がサンクションの対象になるかということが、当然かなり限定されて、はっきりされていないといけない。対象としても広過ぎてはいけないと、あとはやっぱり論理構成として所有権、所有権侵害という場合は、先ほど御説明ありましたけれども、そもそも窃盗罪に該当するので、新たにここで罰則をつくる必要がないという形になるかと思います。

それ以外の場合で、ちょっとまだ整理が足りないかなと思うのが、やっぱり罰金にするのか過ち料にするのかという選択で、やっぱり仕分けがちょっと何か、今、伺ってても、いまいちしっくり腑に落ちなくて、国がもちろん、国がつくる場合にはもちろん罰金で全く問題なしで、上限もないわけですけれども、そもそも対象が持ち去り行為なので、ものすごく高い罰金かけるとか、そういうことは基本的には余りないだろうなと。ちょっとやっぱり条例を一回つくって、問題をもう少し具体的にして、先ほど御指摘あったように、例えば、どう執行するか、やっぱり現場を実際抑えるとすると、恐らくは大体行政命令何回か出しておいて、改善がなされない場合に、大体どこに出てくるかと、曜日も決まってるわけですから、もうその時間を予測して張って、何回か試すしかないのかなと、そういうのがやっぱりある程度イメージがつくれないと、なかなか仕組みもつくれないということなんだと思っています。

#### ○北井委員

ありがとうございます。とりあえず条例化ということだと思うんですけども、ただ、持ち去り行為をやっている業者のほうも、結構組織的にやっているんで、大阪市で条例できたら、条例のない近隣の都市に移っていって同じことを繰り返すというだけになるんで、根本的な解決には結びつかないと思うんです。ですから、ぜひ条例化とともに、国に法制化を働きかけていく。今、先生がおっしゃったような法的課題についても整理しながら、各自治体で協力して取り組み進めていくということが必要だと思います。

# ○貫上会長

ありがとうございます。

何か、事務局のほうからございませんか。よろしいでしょうか。 中野先生。

#### ○中野委員

持ち去りの問題ではないんですが、今、話が挙がってるのが、ごみ減量を目指す施策についてというところなので、10 ページの古紙回収の現状のところで、一番上の行に、依然として普通ごみに「古紙」が混入しておりということが書いてあるんですけども、この混入している古紙というのは、いわゆる雑紙ということなんでしょうか。どういう紙。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

中身としては、まだ新聞も一部残ってますし、多くは、雑紙系統が多いかなというふうに、 組成調査の結果からは出ていたかなと思います。

#### ○中野委員

もし、そういうふうな雑紙が混入して困ってて、減量が進んでないということであれば、やはり市民の多くの皆さん雑紙ということをまだ知らないというか、資源化できるという、その認識そのものがないと思いますので、やっぱり大阪市さんとしての雑紙というふうにおっしゃっているかどうかわかりませんけども、いわゆる雑紙、そういうものもリサイクルの対象になるということを、ごみ減量化の推進対策の具体策としてちゃんと市民にわかるように言わないといけないと思います。

以上です。

#### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

まさしく、その雑紙ということで、6分別の中に入っておりますので、そういった面で周知、 また啓発を行っていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

#### ○貫上会長

ありがとうございます。

どうでしょうか。さらなる施策ということもあるでしょうし、ほかに、ちょっと時間もかなりたっておりますので、全体を通じた御意見でも結構でございます。先ほどちょっと言いそびれたとかということもございましたら、どこからでも結構なので、御意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○松本委員

ちょっと先ほどからずっと考えているんですけど、続きで、持ち去り禁止の条例で、なぜ罰 金のところが多いのかというのを、ちょっといろいろ考えているんですけれども、あと所有権 侵害という構成をとっているところが、やっぱり少ないというのもちょっと気になっていて、 理由を考えるとやっぱり廃棄物法制全体が不要物を対象にしているので、そうすると所有権侵 害という構成がどうしても取りにくいのかなと。ところが、それでなぜ不要物なのに、それを 処罰の対象にするのかという話が出てくるんだけれども、現実に引き取る側からすると有価物 なんですよね。だから、ちょっとその辺の理屈が、根本的にやっぱり整理しにくいというのが、 ひょっとしてあるのかなと思いました。すみません。まとめて言えばよかったんですけど。

# ○貫上会長

ありがとうございます。所有権をどのように考えるかというところが、一つの大きなポイントですよということですね。ありがとうございます。

#### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

まさしくおっしゃるとおりでして、不要物であるのに有価物であるという、一種の矛盾みたいなものがここに出ているのかなと思います。そういうことで、国レベルでの窃盗罪というのはやっぱりなかなか難しいし、本人さんが要らないといっている以上は、無主物になる可能性があります。そうすると、無主物の所有権取得に関しては占有ということになりますので、実際に保持しないと所有権が移らないというのが民法とかの形になってますんで、ちょっとなかなかそこは現行制度を大きく変えないと難しいというところがありますんで、ちょっと勉強させてもらいながら、またいろいろ考えていきたいと思います。

# ○貫上会長

参考までに、条例化といってもどのぐらいの、タイムスケジュール的にはどんなイメージ。 今年度ぐらいを検討されて。

#### ○清原事業部家庭ごみ減量課長

そうですね、ここにも書かせていただいていますのは、今年度中には方向性を出すということで書かせていただいていますので、きょう、特に御異論ないようでしたら、ちょっと本格的にお話進めさせていただきたいなというふうには思います。

### ○貫上会長

この場の委員の方としましたら、特に、これはやっぱりよくないとか、反対の御意見の方は 余りいらっしゃらないように、今は受け取っておりますが、よろしいでしょうか。

#### ○杉本委員

初めて来て、どう考えていいのかが、一つはわかりませんでした。私自身は、高槻に住んでいるので罰則がない所みたいですよね。なので、よくいろんな人たちが回収に来られてます。

それを見ながら、あれで生計を立てている人たちがいるのかなという思いがあって、その辺に対してどこまで罰則をつけるべきかというのが、私個人としては非常に難しいところもあるんじゃないかと思っています。

特に、彼らの会話を聞いていると日本語でない会話の人たちが多くて、そういう状態の中で 昔からの大阪の伝統、産業だと思うんですけれども、そういうものの名残があるのかなという ので、それをどうするかというのは、かなり真剣にじゃなくて、慎重にというか、私自身はす ごく微妙で何とも言えないという状況です。すみません。

# ○貫上会長

要するに、ごみ行政だけじゃなくて、もう少し幅広い目をということですかね。

# ○清原事業部家庭ごみ減量課長

持ち去りに携わっている方にいろいろいらっしゃるわけなんですけれども、今、外国の方ということでお話あったんですけれども、基本的に古紙に関しましては、例えば、結構重たいですし、量も集めないとお金にならないということで、軽トラックなんかで多分来られているんだろうと思います。そういう意味では、ある程度組織立っているのではないかと思います。そういう意味では、例えば、個人に関していうと、本当に困っている人がそのことに従事しているのかどうかというのは、ちょっと疑問としているところがありまして、そういう意味では、余りその部分は気にする必要はないのではないかというのが、ちょっと古紙の世界では思っております。

#### ○貫上会長

この場、一応ごみ減量ということなので、環境局さんといいますか。幅広い目で見ていただくということで、こういう意見もいただいてありがとうございました。

特に、これでこの場でどちらかを決めるという話の場ではないかなと思っていますので、皆様方のいろんな意見を吸い上げさせていただくということを、よかったなと思っています。そういう意味で、ほか何か、これだけではなくて、持ち去り条例云々だけではなくて、何かほかも、全般を通じまして、あるいは、その他の事項として、議題上げておりますが、委員の皆様方からこれについてもちょっといろいろ御意見聞きたいとか、こんなこと考えてほしいとか、何か要望がございましたら、最後のほうになりますが御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。どちらでも結構です。今までの内容の話でも結構ですし、新たな内容で、こんなことも考えてほしいという御要望でも結構かと思います。

# ○木下委員

基本的な質問なんですけどよろしいですか。大阪市のごみの減量という、この時系列を見てましても、半分以下、すごい減ってきているじゃないですか。全国的に量っていうのは、世帯というか、全体の量というのは全国的に見てどの程度のレベルなのか、すごい遅れているのか、普通なのか。それが一つと、それから、事業者とかは非常に進んでいるところ、ごみゼロとか目標にされている。自治体では無理だと思うんですけれども、どのあたりまで目標を定めようと、何かあるのかどうか。その辺をお聞きしたい。

#### ○川島企画課長

家庭系につきましては1世帯一人当たり、ごみ量につきましては、政令市の中でも京都市に次いで少ないような状況です。一方で、大阪市のごみの特徴としまして、4割が家庭系で、6割が事業系ということで、事業系のごみが過去から非常に多くございました。その関係で、事業系のごみの適正区分、適正処理ということで努力してまいりまして、今のごみ量までは落ちてるんですけども、まだまだ家庭系についても、事業系についても減量目標を定めて、平成37年度84万トンというところまでもっていきたいというところで、当面目標として立てているところでございます。

# ○貫上会長

木下委員の御質問も、やはり全体的な目標設定、計画の目標設定の根拠というのが、数値的な部分も含めて、あるいは経過も含めて、ちょっと御説明いただいたほうがいいだろうということだと思います。少なくとも資料等で、必要に応じて、場合によっては御質問、説明をまた別途の機会で設けていただくという手も可能ならばありかなと思いますので、もし、御質問等ございましたら、事務局さんにお尋ねいただけたらなと思います。よろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。

その他の事項というのでも、特にございませんでしょうか。

そうしましたら、2時間近く経ちましたので、今回、用意いただいた議題については、以上 で終えさせていただきたいと思います。

それでは、次回等々、今後のスケジュール等については事務局のほうから、また御説明いただくのかなと思いますので、とりあえず進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○北計環境局長

環境局長の北辻でございます。本日は、本当に貴重な御意見をたくさん賜りましてありがと

うございます。本日いただきました御意見踏まえて、また、大阪市のごみ減量施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほどいただきました中で、ちょっと何点か補足申し上げたいと思います。杉本先生がおっしゃっていました、大阪市というのはやっぱり生活困窮者がたくさんおられる中で、これについてどう考えるのか。関係行政だけではなしに、そういう私的な観点についても考えていくべきでないかという御指摘でございます。

我々もこの対象をどうするかということで、いろいろ議論をしておるところではございますけれども、やはり古紙については、かなり組織的にどこかの会社ががさっと持っていくというような状況でございます。それに対しまして、空き缶等について対象に含めるかどうかという議論もしておるんですけれども、例えば、名古屋というような大都市については、これは空き缶については対象にしていないと、大阪の現状を踏まえましても、やはり生活困窮者の方がそういう生計の生業にされておられるということを考えて、自立支援の観点から、それを直ちに今回の条例の対象にするのかどうかといった点も踏まえまして、今回は古紙の持ち去りについて、まず、条例化を図っていくべきではないかという議論をしておるところでございます。

もう一点、経営形態の見直しについてでございますけれども、先ほど事務局から御説明いたしましたように、まず、焼却処分について、八尾市・松原市と含めてそういう仕組みを設立したということと、家庭系ごみの収集について、現在、当初案についていろいろ課題が残っており、検討を進めておるというところでございます。我々、家庭ごみについても、そういう退職不補充で民間委託を拡大しておるところでございますけれども、議会の議論等含めた課題の整理というのが喫緊の課題というふうになっておりまして、その中で、ちょっと留意していますのが、当初、このごみ焼却処分、一部事務組合、設立当初の議論として、やはり大阪市と切り離すことによって、そこの部分についての整合というか、連絡というか、連携というか、そういったものが円滑にいくのかどうかという議論が当初から議会等でございました。

今、大阪市の職員、環境局の職員が事務局長等含めて、そこに出向して連携を保っておるということでございますけれども、やはりそういう収集運搬についても、新しい経営形態を見直す中で、こういう焼却処分等との連携というのは、やはり不可欠であるということで、どういう経営形態にするのかというのは、今後、議論を重ねていくところでございますけれども、そこの一体性、連携というものについては、市民、事業者の方に迷惑をかけないような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、この条例の問題、経営形態の問題、非常に喫緊の課題というふうに

我々認識しておりますので、早期にそうした課題について成案をまとめて、また、こういう審 議会の場でも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 本日は、本当にありがとうございました。

# ○山下総務部企画課長代理

それでは、次回の審議会の開催日程や議題につきましては、会長とまたご相談をさせていただきまして、改めて、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時49分